

益田市公表対象随意契約一覧(令和8年2月分)

NO	契約日	契約内容	主管部課	契約金額 (税込:円)	契約相手方	住 所	適用条項	随意契約とした理由
1	R8.2.2	市道平川線平川橋橋梁修繕(詳細設計)業務委託(その2)	建設部土木課維持管理室	2,206,600	㈱昭和測量設計事務所	益田市高津四丁目14番6号	施行令167条の2第1項 第5号及び第7号	本業務は、市道平川線平川橋撤去後の護岸復旧について、鳥根東との協議に基づき、復旧工法の変更設計を行うものであり、令和6年度発注の市道平川線平川橋橋梁修繕(詳細設計)業務委託を実施した者であれば、現地調査や設計図作成等の業務において、作業の削減を図ることができ、大幅に委託費用の削減を図ることができる。また、令和7年度内に河川護岸を復旧するため、早期に業務に着手し、修正設計を完了させる必要がある。ついては、市道平川線平川橋橋梁修繕(詳細設計)業務委託を実施した契約者と随意契約する。
2	R8.2.3	アセットマネジメント機能評価基準策定業務	建設部土木課維持管理室	29,000,400	中電コンサルタント㈱	広島市南区出汐二丁目3番30号	施行令167条の2第1項 第7号	この業務の遂行には、益田市の状況を把握していることや、長寿命化修繕計画やアセットマネジメント策定業務等に精通していること及び、支援システムの構築が可能である必要がある。ついては、過去に益田市技術顧問を務め、現在も益田市橋梁長寿命化修繕計画更新業務委託を受注し、市道及び橋梁の基礎データを整理しており、また、今回参考としている、鳥根県で過去使用・提供されていた、劣化予測・個別市施設計画策定システム構築業者である契約者と随意契約する。一からシステム設計、構築を行うより、著しく安価となるため。
3	R8.2.9	第5次益田市男女共同参画計画印刷製本業務	福祉環境部人権センター	247,500	社会福祉法人はびねす福祉会	益田市横町2087-1	施行令167条の2第1項 第3号	障害者総合支援法第5条第14号に規定する就労継続支援を行う事業所であるため。
4	R8.2.9	益田市福祉タクシー利用券印刷製本	福祉環境部障がい者福祉課	138,600	社会福祉法人はびねす福祉会	益田市横町2087番地1	施行令167条の2第1項 第3号	障害者総合支援法第5条第14号に規定する就労継続支援を行う事業所であるため。
5	R8.2.12	子ども・子育て支援金制度の施工に伴う後期高齢者医療システムの改修(令和7年度)	福祉環境部保険課	1,650,000	㈱日立ソリューションズ西日本	広島県広島市中区八丁堀3番33号	施行令167条の2第1項 第2号	本業務は既存・運用中のシステムの改修であり、そのシステムを設計し保守している者以外に本業務を履行させた場合、運用中のシステムに著しい支障が生じるおそれがあることから、契約者と随意契約する。
6	R8.2.24	益田市ふるさとづくり寄附金業務委託	産業経済部産業支援センター	寄附金額の5%	ANAあきんど㈱	東京都中央区日本橋2-14-1	施行令167条の2第1項 第2号	公募型プロポーザルにより選定したため。
7	R8.2.25	令和7年度匹見財産区有林造成(ハビ森林作業道改修)事業	産業経済部農林水産課	2,079,000	㈱グリーンファクトリー匹見x	益田市匹見町落合ホ65番地	施行令167条の2第1項 第2号	本事業を実施するためには、造林・育林作業等の特殊な技術及び労務の確保を必要とし、かつ現場に精通していなければならない。また、本事業は市内の林業担い手対策・雇用対策としても位置付けられていることから、受注者には林業担い手に対する指導力がある上に、その人材も豊富であることが求められる。以上の理由から、本業務の受注者として必要な上記の条件を満たし、確実な業務遂行を期待できる唯一の事業者である契約者と随意契約する。
8	R8.2.27	益田市立雪舟の郷記念館の電力受給(高压電力)	教育部教育総務課	単価契約	神楽電力㈱	江津市浅利町150番地	施行令167条の2第1項 第2号	契約者は令和6年4月より豊川生活センターその他の公共施設の電力受給(低圧72契約)について入札により選定に至った。その後、市側の都合(雪舟の郷記念館の改修工事により運用を停止)により、令和6年5月から2契約を休止してきた。改修により施設の電力が低圧から高压へと変更となるが、個別に入札がそぐわないこと、また、従来の電力会社と比べ安価となることから、当初契約していた契約者と随意契約とする。
9	R8.2.27	基幹系システムのサービス利用料	政策企画局情報システム課	8,226,295	㈱日立ソリューションズ西日本	広島県広島市中区八丁堀3番33号	施行令167条の2第1項 第2号	各システムへの修正及び運用の支援においては、安定性・安全性を確保する観点から、当該システムに精通している必要があり第三者(他メーカー)での対応が困難であることから、システム導入業者である契約者と随意契約する。